

別紙2 受給者証記載例

※受給者証のうち一部箇所のみを抜粋しています。以下受給者証中の詳細な文言は今後変更となる可能性がありますのでご了承ください。

①守口市独自無償化対象者

(一)

通所受給者証	
受給者証番号	
通所給付決定保護者	居住地
	フリガナ
	氏名
児童	生年月日
	フリガナ
	氏名
生年月日	平成28年 6月 2日
交付年月日	
支給市町村名 及び 印	272096 670-8666 大阪府守口市京阪本通2-2-5 TEL 06-6992-1635 守口市

生年月日をご確認ください。
令和元年度(2019年10月～
2020年3月)においては、
「2016年4月2日以降に生まれ
た方」が守口市独自無償
化の対象となります。

(五)

利用者負担に関する事項	
負担上限 月額	4,600円
適用期間	令和元年10月 1日から令和 2年 4月30日まで
食事提供体制加算対象者	
	該当
適用期間	令和元年10月 1日から令和 2年 4月30日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
	該当
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
予備欄 守口市独自無償化対象児童(令和 2年 3月31日まで)	

守口市独自無償化の対象者については、「守口市独自無償化対象児童(〈当該年度末日が記載されます〉まで)」と記載されます。
ただし、受給者証発行タイミングによっては、**国施策無償化対象者の受給者証中にも「守口市独自無償化対象児童(〈当該年度末日が記載されます〉まで)」と記載されることがありますので、必ず生年月日についてもご確認ください。**

②国施策無償化対象者

(一) 通所受給者証

受給者証番号		
通所給付決定保護者	居住地	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
児童	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	平成27年 4月14日
交付年月日		
支給市町村名 及び 印	272096 570-8666 大阪府守口市京阪本通2-2-5 TEL 06-6992-1635 守口市	

生年月日をご確認ください。
令和元年度(2019年10月～
2020年3月)においては、
「2013年4月2日～2016年4月
1日の間に生まれた方」が国
施策無償化対象となります。

(五) 利用者負担に関する事項

負担上限 月額	4,600円
適用期間	令和元年10月 1日から令和 2年 4月30日まで
食事提供体制加算対象者	
	該当
適用期間	令和元年10月 1日から令和 2年 4月30日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	該当
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄 国無償化対象児童(対象期間 令和元年10月 1日～令和 4年 3月31日)	
予備欄	

国施策無償化対象者については、「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」欄が該当と記載されていた場合においても、利用者負担上限額管理加算が対象外となりますので、ご注意ください。受給者証の発行タイミング等により、上限額管理加算請求不可の国施策無償化対象利用者の受給者証中に上限額管理対象である旨が印字される場合がありますので、ご注意ください。

国施策無償化対象者については、「国無償化対象児童(対象期間 ○年○月○日から○年○月○日まで)」と記載されます。(対象期間は、「支給決定期間にかかわらず、当該児童の国施策無償化対象となる期間(最長3年間)」が記載されます。対象期間の記載が支給決定期間外の期間を含んでいたとしても、支給決定期間が延長されているわけではありませんので、ご注意ください。)

ただし、受給者証発行タイミングによっては、国施策無償化対象者の受給者証中にも「守口市独自無償化対象児童(〈当該年度末日が記載されます〉まで)」と記載されることがありますので、必ず生年月日についてもご確認ください。

③当該年度において、2歳児該当かつ支給決定期間が当該年度末(3月)を跨いでいる場合
 (例：令和元年度において、生年月日が2016年4月2日～2017年4月1日の間であり、かつ
 支給決定期間が令和2年3月を跨いでいる場合(例：支給決定期間が令和元年10月1日～令和2年4月30日))

(一)

通所受給者証	
受給者証番号	
通所給付決定保護者	居住地
	フリガナ
	氏名
	生年月日
児童	フリガナ
	氏名
	生年月日
交付年月日	
支給市町村名 及び 印	272096 570-8666 大阪府守口市京阪本通2-2-5 ☎ 06-6992-1635 守口市

生年月日をご確認ください。
 令和元年度(2019年10月～
 2020年3月)においては、
 「2016年4月2日～2017年4月
 1日の間に生まれた方」が2
 歳児該当となります。

(五)

利用者負担に関する事項	
負担上限 月額	4,600 円
適用期間	令和元年10月 1日から令和 2年 4月30日まで
食事提供体制加算対象者	
	該当
適用期間	令和元年10月 1日から令和 2年 4月30日まで
利用者負担上限額管理対象者の有無	該当
利用者負担上限額管理事業所名	
外記事業所 国無償化対象児童(対象期間 令和 2年 4月 1日～令和 5年 3月31 日)	
予備欄 守口市独自無償化対象児童 (令和 2年 3月31日まで)	

「利用者負担上限額管理対象者の有無」欄が該当と記載されていた場合においても、2歳児該年度の翌年度4月1日以降の利用分(左記の例では、令和2年4月利用分)については国施策無償化対象者扱いとなり、利用者負担上限額管理加算が対象外となりますので、ご注意ください。

「国無償化対象児童(対象期間 ○年○月○日(当該年度の翌年度4月1日)から○年○月○日まで)」と記載されます。2歳児該年度の翌年度4月1日以降の利用分については、国施策無償化対象です。2歳児該年度の翌年度4月1日以降の利用分を守口市独自無償化対象として請求いただくと、エラーになると想定されますのでご注意ください。

「守口市独自無償化対象児童 (<2歳児該当年度末日が記載されます>まで)」と記載されます。2歳児該当年度末日までの利用分については、守口市独自無償化対象です。2歳児該当年度末日までの利用分を国施策無償化対象として請求いただくと、エラーになると想定されますのでご注意ください。